

令和4年度 第152回 奈良市清掃業務審議会 会議録概要版

開催日時	令和5年3月27日（月）15時00分から16時40分まで		
開催場所	奈良市環境清美工場 管理棟2階 見学者ホール		
出席者	委員	原田会長、河野委員、作間委員、清水委員、中井委員、中岡委員、福岡委員、吉田委員、和田委員、徳野委員【計10人出席】（峯川委員は欠席）	
	事務局	矢倉環境部長、前田環境部参事、鈴木環境部参事（環境清美工場長事務取扱） 廃棄物対策課：山森課長、市川課長補佐、川本係長、岡本主査、森、平本、新開 収集課：山田課長 まち美化推進課：上村課長 土地改良清美事務所：浦川所長 環境政策課：穴尾課長（欠席） 山口環境部次長、村田リサイクル推進課長、稲場クリーンセンター建設推進課長	
開催形態	公開（傍聴人0名）	担当課	環境部 廃棄物対策課
議題又は案件	・報告事項1 令和5年度奈良市一般廃棄物処理実施計画について ・審議事項1 「許可条件」及び「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準」の改正について ・審議事項2 奈良市環境清美センター搬入管理要領の改正について		
決定又は取りまとめ事項	1 令和5年度奈良市一般廃棄物処理実施計画の内容について、一部文言修正のうえ承認 2 「許可条件」及び「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準」の改正について承認 3 奈良市環境清美センター搬入管理要領の改正について承認		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1. 報告事項1 令和5年度奈良市一般廃棄物処理実施計画について 事務局から、令和5年度奈良市一般廃棄物処理実施計画（案）について、令和4年度の現計画からの変更を中心に報告があった。 （委員からの意見等） <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進の中で剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用のところに、「剪定枝木粉碎機を市民自らが使用し」とあるが、どういうことか、危なくないのかとの質問があり、市で複数台購入し、市民に貸し出して使用してもらうこと、生駒市が採用している比較的安全な機種を購入する予定である旨の回答があった。 ・事業系ごみの目標値が令和4年度見込みより令和5年度が増えているのはなぜかとの質問があり、令和2年度にコロナ禍で事業系ごみが極端に減少し、事業活動が回復するにつれ事業系ごみも増えていくことを見込んでの推計値である旨の回答があった。しかし、説明は理解したが、「ごみを増やそう」という風に誤解を与えるのではとの意見があり、誤解を生じないよう注釈を追記することとなった。 			
2. 審議事項1 「許可条件」及び「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準」の改正について			

事務局から、令和4年度中に2者に処分を行い、「許可条件」及び「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準」について、行政処分の根拠の明示、処分内容の明確化等見直しが必要であるため、文言の整理も併せ改正を行おうとする旨の説明を行い、審議を経て承認された。

(委員からの意見)

- ・許可条件(改正案)「7 不法、不当な営業活動等を行わないこと。」と規定されているが、「28 その他一般廃棄物の収集運搬に関し必要な事項について、市長の指示に従うこと。」の規定では、一旦指示を行い、従わなければ罰則を与えることになる。「営業活動」のみ重く捉えるのはバランスが悪いのではないか。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者が朝早くにマンションのごみを収集に来て騒音に悩まされているが、許可条件でカバーできないのか。
- ・処分回数は5年前までの回数を数えるものとされているが、永久累積等もっと厳しい対応が必要ではないか。

など

3. 審議事項2 奈良市環境清美センター搬入管理要領の改正について

事務局から、ニカド電池やリチウムイオン電池などの二次充電式電池やボタン電池については、一般社団法人JBR Cや電池工業会による家電量販店等での回収を利用いただくということで、これまで市では回収せず、搬入禁止物としていたが、市民の排出の利便性向上のために、市内の公共施設に電池回収ボックスを設置して拠点回収を実施するとともに工場への持込みを可能としていることから、搬入禁止物から削除するよう、奈良市環境清美センター搬入管理要領を改正することとするとの説明を行い、承認された。

(委員からの意見)

- ・電池回収ボックスの設置については、市民にあまり知られていないように思うので、もっと周知が必要ではないか。
- ・二次充電式電池を他のごみに混入させないよう市民への広報をしっかり行うこと。また、市での回収と並行して、家電量販店等での回収についても実施店舗に協力を求めていくべきである。

など